

電気通信大学学生メンター制度実施細則

制定 平成28年3月23日細則第12号
最終改正 令和5年3月14日細則第21号

(目的)

第1条 この細則は、電気通信大学スチューデント・アシスタントに関する規程（以下「規程」という。）第9条に基づき、スチューデント・アシスタント（以下「SA」という。）制度による職務のうち、規程第3条第1号に規定する学生生活及び教科のアドバイスに関する補助業務に従事するSA（以下「メンター」という。）に関して、その実施について必要な事項を定めることを目的とする。

(業務)

第2条 メンターは、学生支援センターにおいて、在学生に対する学生生活及び教科の相談に応じたアドバイスのほか、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 学生支援に関する企画・運営の補助
- (2) 必要な研修等の受講
- 2 メンターは、その相談内容の必要に応じて、学生何でも相談室カウンセラーその他のセンター職員と連携して業務にあたらなければならない。
- 3 メンターは、所定の様式で、業務内容を報告するものとする。

(禁止事項)

第3条 メンターは、次の各号に該当する行為を行ってはならない。

- (1) 業務を利用した特定のサークル活動、宗教、マルチ商法等の勧誘行為
- (2) 業務上関わった相談者のプライバシーの侵害
- (3) 業務に関する虚偽の報告
- (4) その他大学の信用を傷つける行為及びそれに類する行為

(雇用契約の解除)

第4条 学長は、メンターが次の各号の一に該当したときは、その雇用契約を解除することができるものとする。

- (1) 休学又は退学したとき。
- (2) 除籍又は懲戒処分を受けたとき。
- (3) 辞職を申し出たとき。
- (4) 前条各号に掲げる行為を行うなど、メンターとして適当でないと認められたとき。

(雑則)

第5条 この細則に定めのない事項については、学生支援センター運営会議を経て学生支援センター長が別に定めるものとする。

附 則

この細則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 （令和5年3月14日細則第21号）

この細則は、令和5年3月14日から施行する。